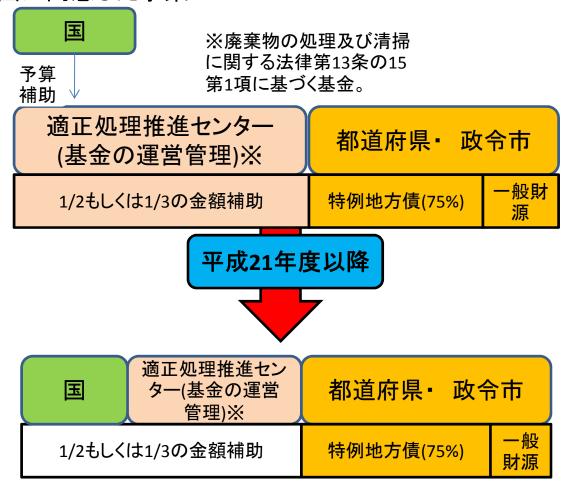
参考資料4

産廃特措法による支援スキーム 【平成10年6月16日以前の不法投棄等に対する支援】

(1)平成17年度までに環境大臣が都道府県又は政令市の実施計画に同意した事案



注1:都道府県等の負担については、負担額の75%を特例地方債で起債できることとし、その元利償還金の1/2について特別地方交付税が措置される。

(2)平成18年度以降に環境大臣が都道府県又は政令市の実施 計画に同意した事案



注2:平成18年度以降は、「三位一体の改革」に基づき、起債の特例措置について は充当率が90%に引き上げられるとともに、その元利償還金の1/2について 特別地方交付税が措置される(国庫補助は廃止)。